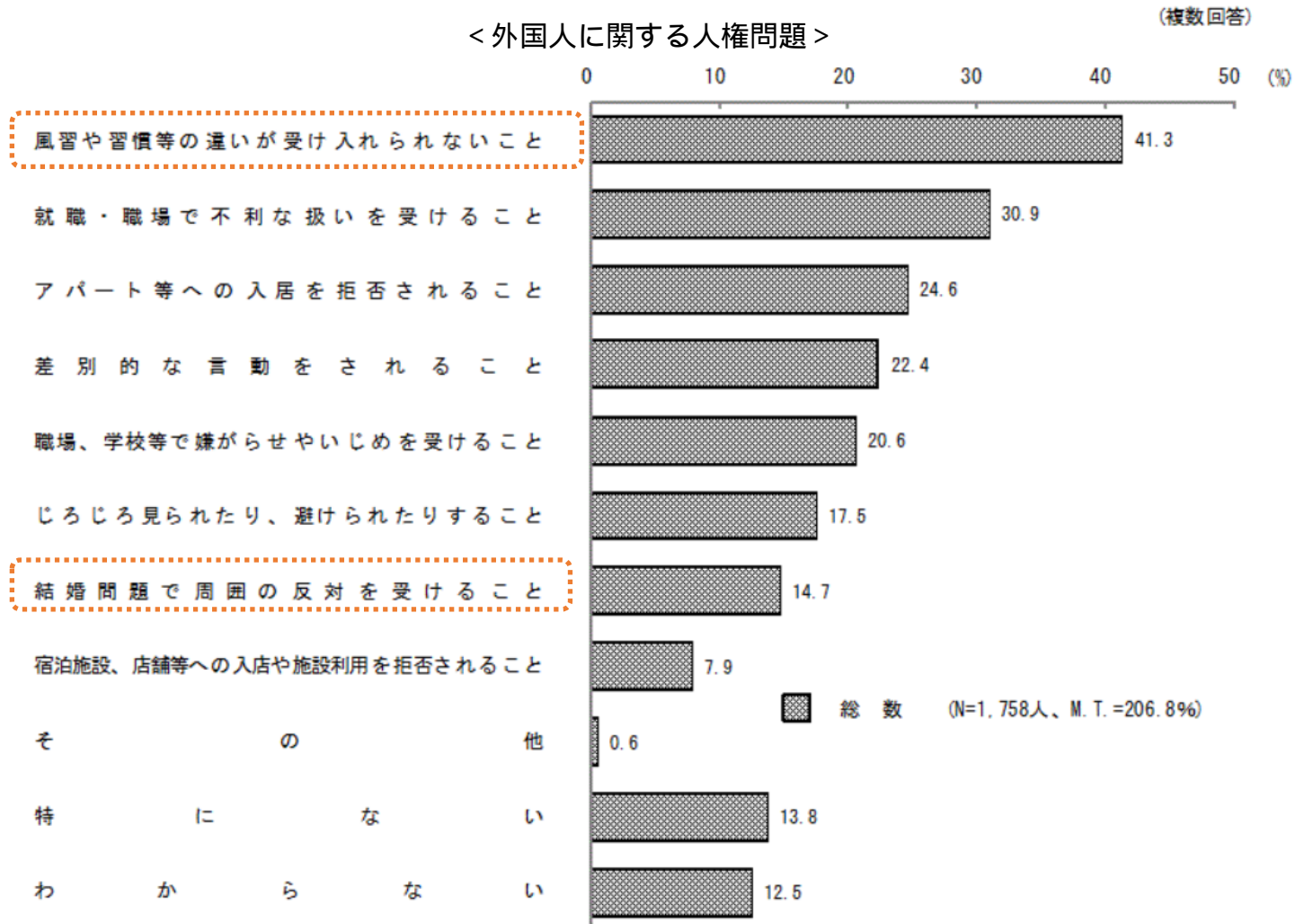


外国人の風習や習慣等の違いを理解および許容することが大事



(出典) 内閣府『平成29年度 人権擁護に関する世論調査』「図16 外国人に関する人権問題」

n L G B T

- 性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということ。これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合、思春期の頃に「気付く」ものである。
- 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということ。「心の性」と言われることもある。

性的指向

L

Lesbian 女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

G

Gay 男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

B

Bisexual 両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

性自認

T

Transgender 「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。

- 利用者および利用者の家族や友人がLGBTであるかもしれないとの認識のもとで下記のような発言・行動をとらないように注意する。

このようなことに、気をつけよう！

- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などとからかう
- 「どこかおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などとうわさ話をする
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露する
(アウティング)

n 「名字」について

- 現在の民法のもとでは、結婚に際して、夫婦ともに男性又は女性のいずれかの氏（名字）を名乗ることになっている。
- 女性の社会進出等に伴い、結婚後も旧姓を名乗る「旧姓使用」が広がっている。
- また、旧姓使用してもなお残る職業生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、近年、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見がある。
- 夫婦の名前については、様々な考え方があるので、「夫婦になったら名字を一つにするのが当たり前」や逆に「早く選択的夫婦別姓を導入すべき」というような発言も、慎むようにする。

n 独身証明書とは・・・

「氏名」「生年月日」「本籍地」が記載され、民法第732条（重婚の禁止）の規定に抵触しないことを証明するもの。

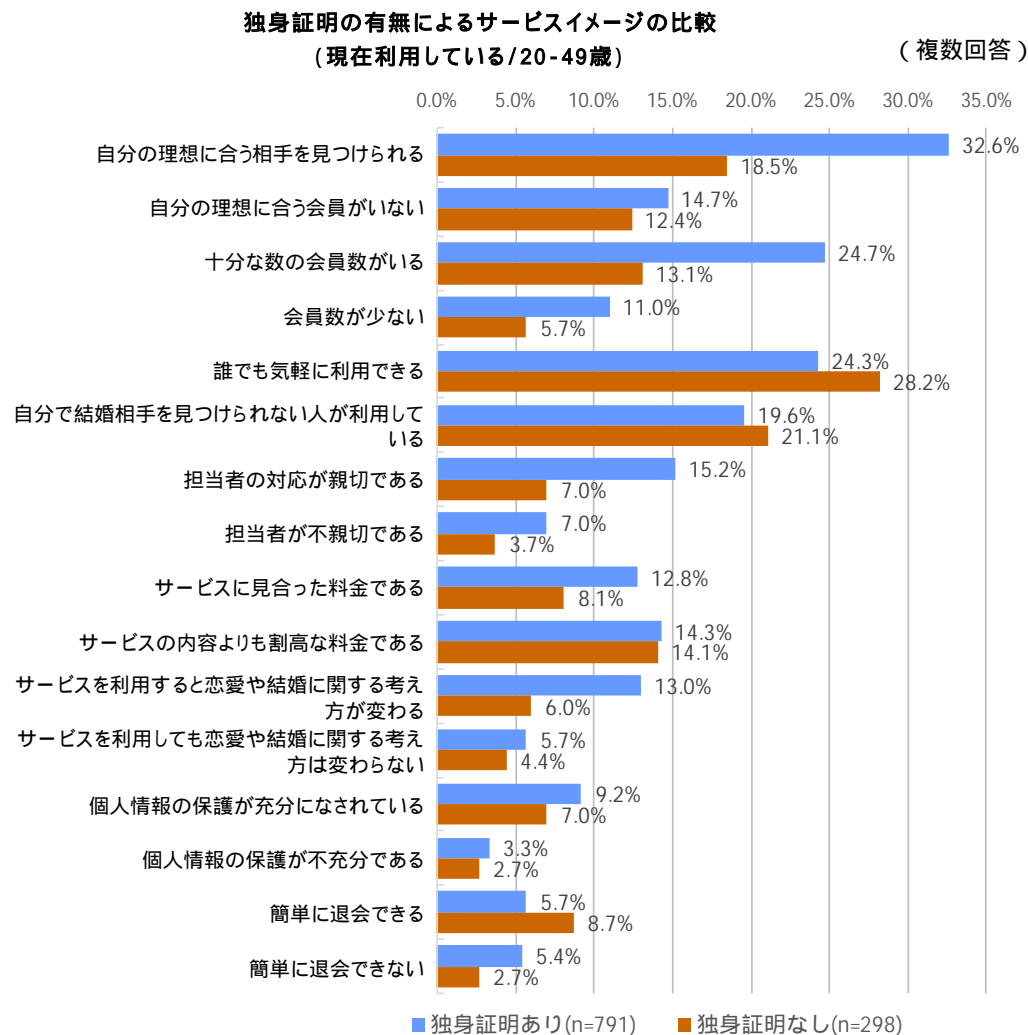
独身証明書は、本籍地の市区町村役場で作成し発行している。

Check !

結婚支援を行うにあたり、独身であることは重要な情報であり、
公的に実施する事業においては、一律に求める必要
がある。

ただし、単に出会いの場の提供する程度の場合は、本人同士で身元や資格を確認しあうことでも構わない。

『理想なパートナーが見つけれられる』イメージを醸成するツール！



20歳～49歳の独身者のうち、結婚相手紹介サービス・結婚相談所（独身証明あり）を現在利用中の方は、婚活サイト・婚活アプリ（独身証明なし）を利用中の方と比較して、「自分の理想の相手が見つけれられる」「十分な会員数がある」「担当者の対応が親切」などの項目が特に強くイメージされている。

(出典) 一般社団法人日本結婚相手紹介サービス協議会
2019年8月19日プレスリリースより

n 独身証明書の請求方法

独身証明書の窓口での請求は、忙しくて取りに行けない、利用者にとって羞恥心等の問題がある。地域によっては窓口以外にも郵送や電子申請ができる場合は、手続きの迅速化にもつながるため利用者にも案内する。
自地域については、以下の申請方法が可能である。

請求先

独身証明書は市内の区役所市民課等の窓口、郵送や電子申請での請求により取得可能です。

窓口来庁の際の請求先

市内の区役所、土庫等支庁市民課、宮城中央公民館などで取得することが可能です。
※本市内には情報がありません。取得することによって、

郵送請求の際の請求先

郵送請求は神戸市郵送請求センターへ送付してください。
なお、神戸市郵送請求センターの所在地や郵送請求の手続きについては、

電子申請での請求

マイナンバーカードに搭載できる署名用電子証明書を利用することで、自宅のパソコンからインターネット回線を利用して独身証明書の文付請求（電子申請）ができます。
詳細は、下記「電子申請による証明書の請求」のリンク先をご覧ください。

請求できる方

本人申請による

必要なもの

手数料

1通につき300円

各都道府県（市町村）のもの

自地域申請方法について利用者に案内できるよう資料を編集してください。
窓口のみの場合は当該スライドを削除願います。